

資格の学校 **TAC** 平成 25 年度 裁判所一般職(大卒)採用試験

専門記述 憲法 【解答例】

問題

労働基本権について論ぜよ。

解答のポイント

昨年度は政教分離に関する基本的問題であったため、今年度は統治から基本的出題が予想されていたところ、2 年続けて人権からのテーマであり、予想外の出題となっている。しかも労働基本権に関するテーマは近時の過去問には出題されていない。

労働基本権は労働法と密接に関係するので、労働法との関係をどこまで解答するか迷うところである。しかし、憲法の問題として出題されているので、解答すべき事項は、①労働基本権の意義及び趣旨、②労働基本権の法的性格（社会権的性格、自由権的性格、私人間適用）、③公務員の労働基本権（全農林警職法事件等）となるであろう。特に公務員のストライキの一律禁止につき合憲とした全農林警職法事件の判例については言及するのが望ましい。

団結権に関連してユニオン・ショップ協定、団体交渉権に関連して団交拒否、団体行動権に関連して政治スト等に言及してもよいが、これらは主要テーマでないと思われるので大々的に展開しないようにしたい。

解答例

1. 労働基本権とは、憲法 28 条が勤労者（労働者）に対して保障している団結権、団体交渉権、団体行動権のことをいう。同条の「勤労者」は、労働力を提供して対価を得て生活する者をいうので、公務員は「勤労者」に含まれるが、自営業者はこれに含まれない。

資本主義の発達過程において、労働者は使用者に対して不利な立場に置かれることを余儀なくされていた。そこで、劣位にある労働者を使用者と対等な地位に立たせ、これにより労働者に人間に値する生活を実現することを趣旨として保障されたのが労働基本権である。

そして、団結権とは、労働者の団体（労働組合）を結成する権利であり、労働者を団結させて使用者と対等な地位に立たせるための権利である。団体交渉権とは、労働組合が使用者との間で労働条件について交渉する権利であり、交渉の結果として労働協約が締結される。団体行動権とは、労働組合が自ら希望する労働条件の実現を図るために団体行動を行う権利であり、その代表例が争議権（ストライキ権）である。

2. また、労働基本権は社会権的性格と自由権的性格を併有していると解される。社会権的性格とは、国に対し

て労働者の労働基本権を保障する措置を要求し、国はその施策を実施する義務を負うというものである。これに対し、自由権的性格とは、労働基本権を制限する立法その他の国家行為を国に対して禁止するというものである。具体的には、正当な争議行為に対する刑事免責として現れる。

さらに、労働基本権は「使用者対労働者」という関係において、使用者が労働者の労働基本権の行使を尊重すべき義務を負うものである。よって、労働基本権の保障は私人間に直接適用されると解される。具体的には、正当な争議行為に対する民事免責として現れる。

3. 労働基本権については、特に公務員の労働基本権の制限の合憲性が問題となる。現行法上、公務員はその職種に応じて禁止される労働基本権の行使の範囲が異なるが、すべての公務員は争議権の行使（争議行為）が禁止されている。

この点、全農林警職法事件の判例は、①公務員の勤務条件は国会の制定した法律・予算によって定められるので（財政民主主義）、政府に対する争議行為は的外れであること、②公務員の争議行為には市場抑制力がないこと、③制度上整備された代償措置が講じられていること等を理由に、争議行為の一律禁止を合憲としている。

しかし、公務員の職務は多種多様であり、私企業の労働者と類似する職務を行っている者もいるので、労働基本権の制限は、職務の性質等を勘案しつつ、必要最小限度の制限にとどめなければならず、争議行為の一律禁止を合憲とする判例の見解には問題があると解される。

以 上
(1,106 字)

TAC 生はココで解けた！

専門記述対策レジュメ（法律系）P.150 の問題 17 にほぼ類似の問題が掲載されているので、この問題を検討していれば解答できたと思われる。